工業所有権の登録について
(ヒアリング事項への回答)

平成16年10月27日
特　　許　　庁

◆ 特許･工業所有権の設定登録に関する業務は、高いレベルの公正･中立性及び高度な専門性が求められていることから、基本的に国の機関で行う必要があるとのことだが、最終的に責任を負うのは国だとしても、民間に対して守秘義務及び中立性の保持義務を法令でかけることで公正･中立性が担保されるものと考えられる。この点についての貴省の見解如何。
また、高度な専門性についても、例えば弁理士等に一定の研修、講習等を行うことで担保できるものと考えられるが、それでもなお専門性が民間開放する際の障害となるか。もしなるのであれば、その理由を明示されたい。

※上記質問に対する直接の回答とともに、他に対応する適当な質問がないため、併せて権利の安定性・審査の迅速性の観点からの課題、国際的な観点からの問題点及び審査実務と政策立案の一体性について説明することとしたい。

※「特許・工業所有権の設定登録に関する業務」の意味は不分明であるが、以下、「工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の登録及びその可否を判断するための審査に関する業務」と理解して論を進める。

【業務に対する信頼性及び公正･中立性の確保について】

(1) 特許権等の工業所有権は、権利者に対して権利の対象（発明等）の他の者による利用を排除し、また、権利侵害による損害の賠償を請求する権利を認めるとともに、権利侵害した者に刑罰を科す強力な排他的独占権である。このような工業所有権の登録及びそのための審査は極めて厳格に運営がなされる必要がある。また、特許権等の工業所有権の登録及びそのための審査に関する業務は、特定の個人又は企業に財産権を付与し、また競合する私人間の権利の有無、優先関係を定めるものであることから、その実施主体については、特定の企業･個人に偏ることのない公正･中立性を保持することが不可欠であり、実際、特許法等において、登録及び審査に当たって厳格な公正･中立性や公益的な判断が求め

られている。

このように、権利の付与の手続における厳格性、審査時の公正･中立性の要請に的確に応え、業務の信頼性を担保するためには、基本的に、国の機関において事務を行うべきものであると考える。

⑵ 国の機関やその職員であればアプリオリに公正･中立であるとするわけではないが、工業所有権行政においては、従来から国家公務員法のもとに、個人として私人と利害を区別し兼業も行わない国家公務員が、組織としても私企業等と利害を区別している国の機関において業務を行うことで十分な信頼感の獲得に努めてきているところである。

民間事業者に公正･中立性を要求するために、法律的に守秘義務や中立性の保持義務を課すことがあり、「特許の分野」においても、従来技術調査と呼ばれる審査の前段階での振分けを行う機関についてそうした例がある。しかし、それらはいずれもある程度の専門知識を必要とするものの、審査の前段階における敢えて言えば機械的な作業であり、登録及びそれの前提となる審査そのものは、あくまでも国において実施することとしている。

⑶ 一方、こうした特許庁の考え方とは別に、工業所有権制度のユーザーである企業や個人の認識が極めて重要である。今夏来の規制改革･民間開放会議における議論を受け、既に工業所有権制度の主要なユーザー企業から、特許登録事務の民間開放に強い懸念が示されている。即ち、権利の付与主体たる国の権威が必要とした上で、仮に民間で審査を行うこととなった場合には、「審査の質とコストを競争するという無意味な状態を招来するものの審査迅速化に役立つとは思われない」としている。また、当該技術分野について専門性を必要とすることから、実質的に出願企業の競合企業の技術者等が審査を行うこととなりかねず、企業の高度な秘密がそうした競合企業に漏洩する可能性があるとの懸念が示されている〔別添資料１　日本知的財産協会意見参照〕。

⑷ 仮に工業所有権の登録･審査の民間開放についてのこうした懸念が我が国企業のみならず外国人や外国法人にも生ずる可能性があるとすると、我が国の特許庁への出願のうち、年間約 5 万件が外国企業による出願であることから、審査実務はもとより、我が国の知的財産権保護政策に対する海外からの信頼性を損ない、内外において大きな混乱をもたらし、ひいては我が国の知的財産立国の実現にも大きな悪影響を与える危険があるものと認識している。

【高度の専門性の担保について】

(1) 特許審査においては、出願された発明について、発明内容を表す詳細な文章や図面から成る明細書の記載内容に基づいて厳格に新規性・進歩性等を総合的に判断しているが、これらの判断を行う審査官には、極めて専門的かつ高度な能力が要求される。

即ち、特許審査官には、特許法を始めとする工業所有権に関する法令・重要判例や国際条約等に精通するとともに、最先端の技術知識や研究開発現場における技術常識を備えることとともに、個別の案件について迅速かつ的確に判断ができるよう常日頃から能力の向上を図るよう相互に努力を行っている。

相対的に若い審査官は、多様な案件について、当該分野で長年の経験を有する上級審査官や審査長によるチェック等を繰り返し受けながら、また、案件に応じて関連する分野の審査官相互の協議を重ねていく中で、組織として統一のとれた的確な判断を行う能力を培う仕組みとなっている。

(2) とりわけ、審査官に至るまでの4年間、審査官補として、特に集中的にOJTを通じて様々な事例について審査実務に関与する経験を積むことを通じて、千差万別の申請に対して的確な判断を行う能力を早期に身につけることとしている。まず、特許庁に採用された新人は、審査官補として、特許庁の示す研修基本方針に基づいて独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う所定の広範な研修を修了するとともに、審査経験の豊富な指導審査官の下で、自身は独立した査定権限を有しない補助官として多様な判断（例えば、自然法則利用性の判断、産業上利用性の判断、発明の明確性の判断、開示要件の判断、同一性の判断、新規性・進歩性の判断、補正の適否の判断、出願の単一性の判断、優先日の判断、分割要件の判断等）についての実践的なトレーニングを行う必要がある（審査官となるためには、審査官補として4年間の経験・研修が必要）。

(3) 意匠審査・商標審査についても、工業所有権に関する法令等に関する専門的知識、個別の判断をするために必要な審査実務経験に加え、意匠審査の場合にはデザイン開発の動向やその背景にある技術等に関する高度の専門的知識、商標審査の場合には商品・役務や商標に用いられるネーミング・マークの背景となる技術動向・商品事情等に関する幅広い専門知識が必要であり、事情は特許審査と同様である。

(4) 審査官以外の者、例えば弁理士については、工業所有権に関する法令等に精通しており、また広く技術一般についての知識を有しているものの、一方、①当然ながら、申請内容に対して個別の判断をするために必要な審査実務経験がなく、また、②特定分野における最先

端の技術等に関する知識についても必ずしも精通している訳ではないため、実際の審査実務を行うためには、これらの点を強化する必要がある。また、企業の職員についても、研究開発部門の職員であれば工業所有権に関する法令等についての専門性、知財担当部門の職員であれば技術的専門性が十分には備わっていないおそれがあり、また共に審査実務経験を有していない。したがって、基本的に弁理士や企業内の研究開発部門に従事する者が即戦力となるとは考えにくい。

(5) 一方、これらの者が一定の研修を行うことで不足する知識・経験を身につけることは可能であると考えられる。実際、特許庁においては、平成 16 年度から任期付審査官として弁理士や、理工学部などを卒業し企業の研究開発業務や知財業務に 4 年間以上従事した経験を有する者を大規模に採用している（16 年度から 5 年間で 500 人の任期付審査官の採用を目標に、16 年度においては 98 名を採用）が、審査の実務経験に裏付けられた高度な審査能力を担保するため、ＯＪＴを含む研修を 2 年間受けた後に審査官に昇任することとしている。しかし、こうした研修やＯＪＴが、特許庁及び特許庁と一体をなす（独）工業所有権情報・研修館において通常審査官と同様の形で実施されるものであることに留意する必要がある。

［権利の安定性、権利確定までに要する期間］

(1) 仮に、工業所有権の登録及び審査を民間業者に開放した場合、権利の的確性や信頼性において十分でないために、又はそう見なされることにより、権利化後にその不安定化が生じ、権利の有効性や権利侵害の有無に関して争いごとが絶えない状態となる可能性がある。

また、複数の民間業者が特許等工業所有権の審査を行った場合、それらが同一又は類似の出願について異なる判断を行い、結果として重複する複数の特許権等が生ずる可能性もある。

いずれも権利の安定性に対する信頼が弱まり、制度そのものの信頼性に支障をもたらすこととなりかねない。

(2) こうした問題を、政府が申請者間又は権利者間の調整を行うことにより解決することとした場合、実質的に政府が審査を行うこととなるが、民間・政府における審査の二重性が発生することとなり、審査の迅速化や行政の効率化を目指す所期の目的と逆行することとなる。

また、こうした場合に政府が審判制度の活用によって問題解決を図る場合、その準司法的な性格から審判には合議体による審理など民事訴訟に準ずる慎重な手続が求められるため、審判が増加することにより権利確定までに要する期間が長期化する可能性が高いこ

とに留意しなければならない。

更に、権利が相対化、不安定化することにより、最終的には訴訟も増加することが予想され、訴訟に要する期間を考慮に入れる必要があるとともに、当事者の訴訟費用や裁判所における事務負担などの社会的コストの増大を生じることが予想される。

⑶ このように、最終的な権利確定までに要する期間や社会的コストの増大の可能性を勘案すると、工業所有権の登録及び審査の業務の民間開放を行うことが政策的に正しい方向であるか疑問がある。

【知的財産制度を巡る国際的競争】

⑴ 各国の産業競争力の基盤である知的財産制度について、自国においてどのような分野でのいかなるニーズに応え、どのような制度を構築し、いかなる審査基準を定め、また海外審査庁にどのような制度改正を求め、審査協力を行うかは、いずれも各国政府の産業技術戦略の根幹に係わる課題となるものである。世界知的所有権機関（WIPO）において制度の調和が延々と議論され、世界貿易機関（WTO）で知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）が大きなテーマとなっているのはその証左である。

⑵ 工業所有権の保護に関して国際的整合性を規定するパリ条約においては、各国に政府の中に「工業所有権に関する特別の部局」を設置することが求められ、特許の国際出願手続を規定する特許協力条約においては、国際的な出願に係る国際調査及び予備審査を行う機関は政府又は政府間機関としている。特許の登録及び審査を政府又は政府間機関以外の者が実施することとなると、国際的信頼を危うくするのみならず、我が国企業の国際出願に現実的支障が出る恐れがある。また、国際的な審査協力に我が国として十分な貢献ができるか不安が残る。

⑶ また、先進諸国は自国制度の普及、自国産業の利益のため、戦略的観点を含めてが経済関係の深い途上国に対して制度構築や審査実務において積極的な働きかけを行っている。例えば、我が国特許庁では、アジア地域の知的財産権庁と長期にわたる積極的な対話を進めることで、政府機関同士の強い信頼関係を構築しており、シンガポール、マレーシア及びクロアチア特許庁では、「日本国特許庁」の審査結果を提出することで、原則無審査で特許権の取得が可能となっている（シンガポール特許法施行規則 41、マレーシア特許法施行規則 27A、クロアチア特許法第 35 条）。また、その他のアジア諸国に対しても、オンラインで特許審査関連情報を提供することで、我が国出願人の権利取得の迅速化を実現しており、

これが我が国企業のアジア諸国における模倣品対策の強化につながっている。

仮に、特許審査の民間開放を行った場合に、審査結果に対するアジア諸国からの信頼が低下することとなると、我が国企業のアジア諸国における権利取得の迅速化への貢献に支障が出るとともに、実効ある模倣品対策の実施が困難になるおそれがあると考えられる。

(4) 以上のように国際的に広範な当局間協力と厳しい制度間競争が行われている状況の中、特許審査の民間開放を行うことは、我が国の知的財産戦略上、不適当であると考えられる。海外を見ても、戦略的な重要性のある特許審査部門について、いずれの主要各国においても国の機関において実施しており、民間開放を行っている国は存在していない。また、市場化テストを導入していると言われている国においても、特許の登録及び審査業務について市場化テストを行った事例はないと承知している。

【審査実務と政策立案の一体性について】

(1) 特許庁においては、権利の設定の迅速性、的確性を向上させるため、種々の工業所有権制度の設計変更、これを裏打ちする法制度やシステムの改正、組織の変更などの総合的な措置を、ほぼ毎年講じてきているが、業務の分離・分割はこのような大幅な制度の改良・発展を妨げる恐れがある。高度の専門性と法改正を含む制度改正能力を有する政府機関、すなわち特許庁において、必要に応じて審議会の場を通じた国民各層の意見を聴きつつ、公正・中立の立場で企画立案を行っていくことが重要である。

(2) そもそも工業所有権制度は、本来的に産業政策的要素を強く有する制度であり、当該国の産業発展レベルによって、変遷・発展を遂げていく（すなわち、途上国と先進国では、明らかな違いが見られる）制度である。例えば、特許制度に関して言えば、産業政策当局とも連携しつつ、我が国産業技術の発展に応じて制度や運用の変更を常に行ない、我が国産業における競争力、研究開発インセンティブの強化に役だててきた。このように工業所有権制度は、単なる財産権に関する制度という枠を超え、技術開発政策、さらに広く言えば我が国産業の競争力強化のための政策としての意義があることは明らかであり、特許庁では、産業政策当局との人事交流等も通じて、このような高度の期待に応える職員の確保育成に努めているところであるが、全体として政府における権利付与に必要な審査・登録実務と工業所有権政策の企画・立案と、民間・学会における研究開発等が好サイクル関係を生む体系の構築が必要である。

◆ 登録事務は年間約 60 万件に及ぶが、これだけの数の審査を公務員のみで完璧に行うことは困難が伴う。このため、民間の活力を十二分に活用し、より一層の民間開放を行う必要があると考えるが、貴省の見解如何。
併せて、より一層の民間開放のための具体的取組について、詳細を御教授願いたい。

「登録事務は年間約 60 万件」との記述であるが、当該数値は特許庁への年間の出願件数を示しているものと思われる。平成 15 年度における出願件数は、特許約 42 万件、実用新案約 1 万件、意匠約 4 万件、商標約 13 万件となっている。このうち、特許については審査請求制度があるため、特許庁において審査が必要となる特許出願の件数は約 23 万件であり、工業所有権全体で約 41 万件の審査業務が発生している。

平成 15 年度の登録件数は、年間約 138 万件（権利設定登録約 27 万件、権利維持年金登録約 91 万件、権利移転の登録約 20 万件）となっているが、審査がなされた結果、権利付与がなされたという権利設定登録についてみると、特許約 13 万件、実用新案約 1 万件、意匠約 3 万件、商標約 11 万件となっている。

【特許出願の審査事務について】

(1) 特許審査に関しては、経済のグローバル化に伴い世界的に特許出願が増加し、また、技術が複雑化して 1 件当たりの審査負担が増加していることから、増え続ける審査順番待ち案件にどのように対処するかが各国特許庁に共通の大きな課題となっている。

(2) 我が国においては、年間の審査請求件数が審査処理件数を上回り、審査順番待ち期間が短縮し難い状況となっており、審査請求から 1 次審査に着手がなされるまでの期間が約 26 ヶ月（平成 15 年度）となっている。また、本年 10 月には特許の審査請求期間を 7 年から 3 年に短縮した制度改正後の最初の審査請求期限が到来したことから、今後、数年間にわたり、審査待ち件数（滞貨）は確実に増加し、2008 年にピーク（約 80 万件）を迎えることが見込まれている。

(3) このような状況を踏まえ、知的財産戦略本部（本部長：小泉総理大臣）が本年 5 月に策定した「知的財産推進計画 2004」において、「特許審査の順番待ち期間がピークを迎える 5 年後（中期目標（2008 年））においても 20 ヶ月台に留めるとともに、10 年後（2013 年））には、世界最高水準である 11 ヶ月を達成する」という中長期目標が策定されたところである。同時に「知的財産推進計画 2004」において、これらの中長期目標を達成するため、任期付審査

官を含む必要な審査官の確保、従来技術調査の外部発注の拡充、専門補助職員の活用等の審査能力強化策に政府を挙げて取り組むこととされており、審査順番待ち期間の短縮も現実のものとなっている。更に、中長期目標達成を確実なものとするべく、平成 16 年度以降、毎年度実施計画も策定することとしている。

(4) 特許庁においては、特に、本年度、ポスドクや弁理士等 1000 名を超える応募者の中から優秀な者 98 名を任期付審査官として採用したところであり、今後 4 年間、引き続き任期付審査官を大規模に採用する（16 年度から 5 年間で 500 人の採用を目標）こと等によって、審査体制を抜本的に強化することとしている。

また、我が国は世界に先駆けて昭和 60 年より特許の審査に必要な従来技術調査の外部発注を行ってきており、これまで確実にその規模を拡充しているところである（平成 13 年度：13 万件 → 平成 15 年度：16 万件 → 平成 17 年度：20 万件）。近年は、特に審査順番待ち期間の短縮を図るため、調査機関の調査員が審査官と直接面談して、従来技術調査結果の報告を行うこと（「対話型」）により、審査官による本願発明や従来技術文献の内容の理解の効率化を図る件数を増加させている（平成 13 年度：2 万件 → 平成 15 年度：11 万件 → 平成 17 年度：16 万件、いずれも件数は外注件数の内数）。

また、平成 16 年度には、一層の外部発注の拡充に向け、特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 4 日法律第 79 号）において制度改正を行い、従来は特定の公益法人に限って外注していた指定法人制度に代えて、株式会社を含む民間企業にも外注できることとした（16 年 10 月 1 日施行）。

(5) 以上のように、総理を本部長とする知的財産戦略本部で決定した「知的財産推進計画 2004」に基づき、関係省庁を挙げて、また、民間の協力を得ることにより幅広い対策を講じることとなっているが、これが確実に実施されることにより、特許審査の迅速化に関する中長期目標を達成することができると考えている。「公務員のみで完璧に行うことは困難が伴う」との指摘であるが、既に公務員のみでなく、民間の力を最大限に活用することとしており、官民の力を結集して審査の迅速化目標の実現を確かなものとしていきたい。

(6) なお、特許審査の順番待ち期間の長期化は欧米の特許庁にも共通の課題であることから、日米欧の 3 極特許庁において審査協力や制度調和の推進などの取組を進めることが重要であり、こうした観点からも、我が国のみ欧米と大きく異なる、特許審査の民間開放を行うことは不適当である。この点、主要なユーザー企業からも、「知財の世界もグローバル化せざるを得ない中で、日本だけが特異な制度を設けるべきではない」、「審査の迅速化のための

最大の方策は、世界の特許出願の大半を審査している日、米、欧 3 極の特許庁が、審査の相互協力、相互承認によって重複審査をやめることである」との意見が示されている（別添1　日本知的財産協会意見参照）。

【意匠及び商標登録出願の審査事務について】

(1) 意匠及び商標登録出願の審査事務についても、特許と同様に民間活力を活用した審査資料の整備及び外注やシステム化等の取組によって業務効率化を図ってきている。

(2) 意匠では、年間の審査処理件数はほぼ毎年出願件数（約 4 万件）を上回り、意匠審査の迅速化が進捗しており、意匠登録出願から 1 次審査までの期間が、平成 11 年時点の平均 15 か月程度から現在は平均 8 か月となっており、大幅に短縮化してきている。

(3) 商標においても、年間の審査処理件数は毎年出願件数（約 12 万件）を上回り、商標の迅速化が進捗しており、商標登録出願から 1 次審査までの期間を見ると、平成 11 年時点の平均 10 か月程度から現在は平均 7 か月となっており、大幅に短縮化してきている。

(4) 以上のような状況にあることから、意匠及び商標登録出願の審査事務についても、「公務員のみで完璧に行うことは困難が伴う」との懸念は当たらない。

【審査における民間開放の取組について】

(1) 特許審査では、特許性（新規性・進歩性等）の判断の前提として、出願されている発明と同一又は類似の発明の有無の調査（従来技術調査）を行っている。当該調査業務は今日でも諸外国特許庁においては審査官が実施している業務であるが、我が国では、諸外国に先駆けて昭和 60 年よりその業務の一部を外部発注しているところ。

(2) 具体的には、民間の調査機関において従来技術の一定程度の絞込みを行い、その結果について特許庁の審査官がヒアリングを実施、必要に応じて追加的な調査を調査機関に依頼することで、審査において参照するべき従来技術を最終的に絞り込んでいる。

(3) 更に、一層の外部発注の拡充に向け、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」（平成 16 年 6 月 4 日法律第 79 号）において制度改正を行い、特定の公益法人に限って外注していた指定法人制度に代えて、株式会社を含む民間企業にも委託できるよう措置し、更なる民間開放を行ったところであり、今後、本格的な民間参入が期待されている（平成 16 年 10 月 1 日施行）。

(4) このような取組の結果、審査官 1 人当たりの年間審査処理件数は、日本：204 件、米国：84

件、欧州：56 件となっており、我が国の特許審査は米国特許庁の約 2．5 倍、欧州特許庁の約 4 倍の審査効率を達成している（日欧の数値は 2003 年、米国は 2003 年度）。

(5) なお、従来技術調査の外部発注については、現在までに韓国が追随しているが、欧米をはじめとする諸外国では従来技術調査の民間開放はなされていない（米国において提案はされたものの、未だに実現していない）。

【登録事務の効率向上について】

(1) 工業所有権の登録件数は、既述したように、平成 15 年度には年間約 138 万件（権利設定登録約 27 万件、権利維持年金登録約 91 万件、権利移転の登録約 20 万件）にのぼる。このような膨大な業務を効率的に推進するため、特許庁は、審査事務のシステムとも連携しながら登録事務のペーパーレス化、システム化を推進してきており、今日では、特許等の設定登録事務の 9 割以上は完全に機械によって処理されている状況となっている。

(2) この登録事務についても、業務効率化の観点から、最大限の民間活力の活用を図ることとしており、特許料等納付書類（平成 15 年度約 110 万件）の電子化業務、移転申請書の電子化業務（同約 20 万件）、特許証等の作成（同約 26 万件）業務などの定型的事務については、全面的に外部委託している。

(3) この結果、現在では登録事務に従事している職員（57 人）については、1 人が 1 年間で 2．4 万件以上の登録を行うという極めて効率的な業務体制を構築している。

◆ 貴省にて作成されている特許、意匠登録、商標登録の審査基準はいかなるものかご教示いただきたい。また、これを守秘義務を課した上で民間に開示する事の可否につきご教示いただきたい。

(1) 特許審査基準、意匠審査基準及び商標審査基準は、特許法等で規定された条文をどのように適用するかについての基本的考え方をまとめたものである。この審査基準については、専門家等の意見も踏まえて策定しており、審査の透明性を確保するとともに、申請者等が、どういう場合に特許となるのか、どういう場合に補正が適切か、などについて理解する上で有効であるとの考えから、特許庁ではホームページ上で対外的公表を行っている（別添 2～4 参照）（http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/kijun2_list.htm）。

また、全国で弁理士や民間企業向けに開催している実務者説明会において、前年との違いや改善点を含め、審査基準全般の解説を行っている。

(2) 審査基準の内容としては、例えば特許審査基準において、進歩性の判断を行う場合、当該発明が容易に思いついたことの論理づけができるか否かにより行うことなど、高度な内容のものまで含め審査に必要な判断の基本的な考え方が網羅されている※。

※「本願発明の属する技術分野における出願時の技術水準を的確に把握した上で、当業者であればどのようにするかを常に考慮して、引用発明に基づいて当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理づけができるか否かにより行う。」

※「論理づけは、種々の観点、広範な観点から行うことが可能である。例えば、請求項に係る発明が、引用発明からの最適材料の選択あるいは設計変更や単なる寄せ集めに該当するかどうか検討したり、あるいは、引用発明の内容に動機づけとなり得るものがあるかどうかを検討する。また、引用発明と比較した有利な効果が明細書等の記載から明確に把握される場合には、進歩性の存在を肯定的に推認するのに役立つ事実として、これを参酌する。」

(3) 特許審査基準は、特許法の適用についての全技術分野に共通する基本的な考え方を示したものであり、個々の発明について特許性があるか否かの判断を行う際には、審査基準に示されている考え方を踏まえつつ、発明の属する分野の技術動向や発明の背景、課題等を勘案して、個々に新たな論理を組み立てて判断を行うことになる。

⑷ また、特許審査は出願時点において公知となっていなかった新規の技術に対して権利を与えることの是非を判断するものであることから、それを見れば特許の可否が容易に判断できるような審査基準をあらゆるケースに備えて事前に策定することは不可能である。このため、個々の審査官においては研修において法令や技術に関する知識を得るとともに、審査実務経験を積むことで、個別の判断をするために必要な審査能力を涵養することが必要となる。

以上については、意匠審査基準及び商標審査基準についても同様である。

◆ 審査官の教育体制等（工業所有権研修所の教育カリキュラム、研修期間、ＯＪＴ間の教育方針・内容など）について具体的にご教示いただきたい。

(1) 最初の問に対する回答中、「専門性について」において記述したとおり、特許審査においては、特許法を始めとする工業所有権に関する法令・重要判例や国際条約等に関する知見、最先端の技術等に関する知識、個々の事例について的確な判断を行うための審査手法に精通する必要がある。

(2) このため、一人前の審査官となるためには、まず特許庁に採用された後に審査官補として以下のような基本的な研修を受講させることとしている（平成16年10月より、特許庁の研修基本方針に基づき、（独）工業所有権情報・研修館が実施）。

① 審査官補コース研修

審査官補としての基本姿勢を学ぶとともに、審査に関する基礎知識として法律一般に関する予備知識、工業所有権関係の法令及び条約、審査実務に関する初歩的専門知識等を修得する。

② 審査実務合議研修

約 3 名のチームを構成し、実際の案件を用いた実務演習を行い、審査実務の進め方を修得する。

③ 審査実務研修（特別講座）

班別に審判事件や判例を用いた事例研究を行い、多種多様な事案の対処方法を修得する。

④審査官コース前記研修

工業所有権関係法令及び条約や審査実務に関する専門知識について、より高レベルでの研修を行うとともに、この段階までに審査官として求められる実務知識及び事案解決能力を修得する。

⑤審査官コース後期研修

審査実務に関する演習を中心として、実務に関する熟練度を高めるとともに審査官として広い視野と見識を修得する。

(3) これら以外に特殊な専門知識の習得を図るため、（独）工業所有権情報・研修館が実施する種々の研修（庁内講座、先端技術研修、特殊技術習得研修等）を受講させるとともに、最先端の技術知識の修得を図るため、海外を含む学会参加等をさせている。また、審査官と

なった後においても、引き続き最先端の技術知識の修得を図るため、研修を積極的に活用している。

(4) 審査手法に精通するために、上記の研修に加えて、審査官補の間中（1年目から4年目）、独立した査定権限を有しない補助官として、審査経験の豊富な指導審査官の下で、多様なケースについての実践的なトレーニング（ＯＪＴ）を行っている。ＯＪＴに当たっては、特許性の要件について網羅的に判断できる能力を養成できるよう配慮がされている。

なお、任期付審査官として弁理士の資格者や企業の研究開発部門の経験者（4 年以上勤務）等を採用した場合には、その実績を踏まえて、通常の審査官補の4年間より短い2年間、同様に審査官コース前期研修、審査官コース後期研修等を行うとともに、実務経験のためのＯＪＴを実施している。

(5) 意匠審査・商標審査についても、（独）工業所有権情報・研修館における研修に加え、審査官補として実践的なトレーニングを受けることで前述のような専門性を涵養している。

◆ 過去 5 年間における各年度ごとの特許、実用新案、意匠登録、登録商標それぞれの審査官の人数、審査件数（前年度からの繰越件数、当年度新規受理件数、当年度処理件数、翌年度への繰越件数）の推移。

〔別添資料 5 参照〕

◆ 当該事務･事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

【法令上の根拠について】

(1) 工業所有権の審査については、特許法 47 条、意匠法 16 条、商標法 14 条において、特許庁職員である審査官が実施するものとされている（実用新案権については、実用新案法 12 条において、審査官が技術評価の報告書を作成するものと規定）。

①特許法 47 条（審査官による審査）

第四十七条　特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

2　（略）

②意匠法 16 条（審査官による審査）

第十六条　特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。

③商標法 14 条（審査官による審査）

第十四条 特許庁長官は、審査官に商標登録出願を審査させなければならない。

④実用新案法 12 条（実用新案技術評価の請求）

第十二条　（略）

2 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用新案技術評価書」という。）を作成させなければならない。

3～5　（略）

(2) また、工業所有権の登録については、それぞれ、特許登録令 16 条等、において、特許権の設定等を特許庁長官がなすべき旨が規定されている。実用新案権、意匠権及び商標権についてもそれぞれ同様の規定が存在している。

①特許登録令 16 条（職権による登録）

第十六条　次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一　特許権の設定、存続期間の延長、消滅（放棄によるものを除く。）又は回復

ニ～七　（略）

②意匠登録令 6 条（職権による登録）

第六条　次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一　意匠権の設定、消滅（放棄によるものを除く。）又は回復

二～五　（略）

③商標登録令７条（職権による登録）

第七条　次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一　商標権の設定、存続期間の更新、変更、消滅（放棄によるものを除く。）若しくは回復又は書き換えられた後の指定商品並びにその商品及び役務の区分

二～七　（略）

④実用新案登録令６条（職権による登録）

第六条　次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一　実用新案権の設定、消滅（放棄によるものを除く。）又は回復

二～六　（略）

⑶ これらの法令において工業所有権の登録及び審査を特許庁長官又は特許庁の審査官がが実施することとしていることについては、法令が、特許庁において登録及び審査を行うことを前提しているため、いわば当然と言えるが、この根底には、既に述べているとおり、公正性・中立性の担保、事務の専門性・効率性等の観点から、公務員たる審査官、また国の機関たる特許庁が審査・登録を行うことが適当との判断があると考えられ、海外の例を見ても合理的なものと考える。

【国際条約との関係】

1.パリ条約（工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約）

パリ条約（工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約）では、その第 12 条において「工業所有権に関する特別の部局」の設置を各国に求められており、特許以外の権利（商標権、意匠権、実用新案権）を含めて、政府の当局が審査等を行うことが必要となっている。

2.特許協力条約

⑴ 特許の国際出願手続を定める「特許協力条約」においては、最終的に特許を与える任務はもとより、国際出願の受理、国際調査（先行技術の発見）、国際予備審査を行う機関は、政

府当局又は政府間機関であるべきことが明示されている。仮に、上記各機能（国際出願の受理、国際調査、国際予備審査、最終的な権利付与）を担う日本国内の機関を政府の当局以外にした場合や、これに伴い我が国特許庁が信頼に足る特許審査を行うことができるとの国際的信認を得られず国際予備審査機関等としての地位を失った場合、日本には特許協力条約に基づく国際出願を処理する機関がなくなり、本邦で国際出願を希望する者は、他国の特許庁を通じて国際出願するか政府間機関（WIPO）に国際出願するしか途がなくなるなど、利用者に著しい不利益を与えることとなることが予想される。

(2) 特に近年、技術開発競争のグローバル化に伴い、先端技術については主要国特許当局に対し一斉に特許出願されることが極めて多くなってきている。このため、各国間で特許の認定に大きな差異があると企業の権利関係が混乱するとの観点から、特許協力条約では、「政府」の責務として、各国特許当局が相互に個々の国際出願に関する先行技術や審査についての情報を提供することになっている。例えば、日本において出された国際出願に対しては、日本政府の特許審査官が先行技術や新規性、進歩性等について予備的に調査し、その結果を各国の特許当局における審査の参考のため提供することになっている。こうした国際協力に我が国のみ十分貢献できなくなる事態は避けるべきである。

(3) 先端技術開発のボーダーレス性に鑑み、現在、国際展開する企業のためにも各国政府の特許審査をなるべくハーモナイズしようという国際努力こそが重要とされている中で、審査業務そのものを民間に行わせるとするのは、これに逆行するものであり、当方の調査した限りでは、いかなる主要国においても、民間開放を行っている例は見られない。

別添１

特許審査の民間への開放（案）について

－規制改革・民間開放推進会議「中間とりまとめ（案）」に対する意見－

政府の規制改革・民間開放推進会議（議長　宮内義彦　オリックス会長）は、'０４年８月３日「中間とりまとめ（案）」（注１）を決定し、その中の「登録等に係る業務」の項で次のように述べ、特許審査の民間への開放を提言している。

> 「特に、特許については、現在既に数十万件に及ぶ審査待ち案件が積み上がっており、審査官の増員といった従来型システム内部での対応では到底処理できない事態が生じていることから、『知財立国』の実現のためにも、特許登録事務の大幅な民間開放が望まれる。」（P.２１）

（注１）http://www.kisei-kaikaku.go.jp/minutes/meeting/2004/04/agenda.html

日本知的財産協会は、以下の理由から、特許審査そのものを民間に開放することには強く反対します。

１）　知財立国の根幹は、特許等の知的財産権を尊重することにあり、国という権威によって付与される権利でなければ、尊重がなされることはあり得ない。

２）　審査を民間に開放し、市場原理に任せるという事は、審査の質とコストを競争するという無意味な状態を招来する。またそれが審査迅速化に役立つとは思われない。更には、民間で審査を行うとなると、多くの場合は、出願企業のコンペティターの知的財産部門が審査を行うことになり兼ねず、出願企業のトップ・シークレットがコンペティターに漏洩する弊害が懸念される。

３）　知財の世界もグローバル化せざるを得ない中で、日本だけが特異な制度を設けるべきではない。

４）　審査の迅速化のための最大の方策は、世界の特許出願の大半を審査している日、米、欧３極の特許庁が、審査の相互協力、相互承認によって重複審査をやめることである。

以上

（出典）日本知的財産協会ホームページ

http://www.jipa.or.jp/topics/topic_view.php?mode=view&unq=topic41184cf19e462

※日本知的財産協会の概要

【目的】知的財産に関する諸制度の適正な活用及び改善を図り、もって会員の経営に資するとともに、技術の進歩と産業の発展とに寄与すること。

【会員数】１０３９社（正会員８５５社、賛助会員１８４社）

別添2

基準・便覧・ガイドライン

特許・実用新案審査基準

＜この記事に関する問い合わせ先＞

特許庁特許審査第一部調整課審査基準室
電話:03-3581-1101　内線3112
FAX:03-3597-7755
E-mail:PA2A12@jpo.go.jp

・特許・実用新案審査基準(目次)
・審査基準の追加・改訂について
・本審査基準の適用時期・適用対象

目次

Get Adobe Reader PDFファイルを初めてお使いになる方は、Adobe Acrobat Readerダウンロードページへ

第I部　明細書及び特許請求の範囲
- 第1章　明細書及び特許請求の範囲の記載要件(PDF 206KB)
- 第2章　発明の単一性の要件(PDF 349KB)
  - (参考)出願の単一性の要件(PDF 1002KB)　※平成15年12月31日以前の出願に適用
- 第3章　先行技術文献情報開示要件(PDF 382KB)

第II部　特許要件
- 第1章　産業上利用することができる発明(PDF 94KB)
- 第2章　新規性・進歩性(PDF 111KB)
- 第3章　特許法第29条の2(PDF 38KB)
- 第4章　特許法第39条(PDF 52KB)
- 第5章　インターネット等の情報の先行技術としての取扱い(PDF 26KB)
- 第6章　特許を受けることができない発明　(追って補充)

第III部　明細書、特許請求の範囲又は図面の補正(PDF 734KB)

第IV部　優先権(PDF 239KB)
- 第1章　パリ条約による優先権主張出願
- 第2章　国内優先権主張出願

第V部　特殊な出願
- 第1章　出願の分割(PDF 20KB)
- 第2章　変更出願　(追って補充)

第VI部　特許権の存続期間の延長(PDF 42KB)

第VII部　特定技術分野の審査基準
- 第1章　コンピュータ・ソフトウエア関連発明(PDF 317KB)
- 第2章　生物関連発明(PDF 467KB)
  - [付録1]分類学的性質の記載要領(PDF 33KB)
  - [付録2]国際寄託当局一覧・国際寄託当局が寄託を認めている微生物の種類一覧(PDF 123KB)
  - [付録3]塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書の作成のためのガイドライン(PDF 216KB)

第VIII部　外国語書面出願(PDF 663KB)

第IX部　審査の進め方(PDF 70KB)　フローチャート(PDF 131KB)

第X部　実用新案
- 第1章　実用新案技術評価書の作成(PDF 82KB)
- 第2章　実用新案登録の基礎的要件(PDF 173KB)

＜付録＞

計量法［平成4年法第51号(抜粋)］(特施規3条関係)(PDF 19KB)

■ **審査基準の一括ダウンロード(PDF 4.7MB)**　※ファイルサイズが大きいのでご注意ください。

なお、目次に項目のみが記載されているものについては、今後、適宜補充して行く予定です。

[更新日　2004.9.29]

▲ページの先頭へ

別添3

基準・便覧・ガイドライン

意匠審査基準

〈この記事に関する問い合わせ先〉

特許庁審査業務部意匠課意匠審査基準室
電話 : 03−3581−1101 内線2910
FAX : 03−3595−2766
E-mail : PA1D00@jpo.go.jp

Get Adobe Reader PDFファイルを初めてお使いになる方は、Adobe Acrobat Readerダウンロードページへ

(1)「改訂意匠審査基準」(原案)の主な修正箇所(PDF 13KB)
(2)原案に対する御意見とその回答について(PDF 118KB)

なお、意匠審査基準は、的確な審査を維持していく観点から、今後とも、状況に応じて見直すことを考えておりますので、意匠審査基準についてご意見等ございましたら、随時、特許庁審査業務部意匠課意匠審査基準室までお寄せいただければ幸いです。

目次

表紙・目次・凡例等(PDF 26KB)
第1部 願書・図面
第1章 意匠登録出願(PDF 10KB)
第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定(PDF 6KB)

第2部 意匠登録の要件
第1章 工業上利用することができる意匠(PDF 36KB)
第2章 新規性(PDF 21KB)
第3章 創作非容易性
(その1)(PDF 369KB)
(その2)(PDF 390KB)
(その3)(PDF 298KB)
第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外(PDF 119KB)

第3部 新規性の喪失の例外(PDF 13KB)

第4部 意匠登録を受けることができない意匠(PDF 15KB)

第5部 一意匠一出願(PDF 11KB)

第6部 先願(PDF 14KB)

第7部 個別の意匠登録出願
第1章 部分意匠(PDF 781KB)
第2章 組物の意匠(PDF 476KB)
第3章 関連意匠(PDF 12KB)

第8部 願書・図面等の記載の補正
第1章 補正(PDF 10KB)
第2章 補正の却下(PDF 10KB)

第9部 特殊な意匠登録出願
第1章 意匠登録出願の分割(PDF 9KB)
第2章 出願の変更(PDF 9KB)
第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例(PDF 11KB)
第4章 補正後の意匠についての新出願(PDF 8KB)

第10部　パリ条約による優先権等の主張の手続(PDF　14KB)

第11部　その他
　第1章　特徴記載書(PDF　7KB)

別添　組物の構成物品表(PDF　15KB)

[更新日　2002.2.20]

▲ページの先頭へ

HOME > 資料室(基準・便覧・ガイドライン) > 基準・便覧・ガイドライン >

別添4

基準・便覧・ガイドライン

商標審査基準

＜商標審査基準に関する問い合わせ先＞

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室
住所:東京都千代田区霞が関3-4-3
電話:03(3581)1101　内線2807
FAX:03(3595)2747
E-Mail:PA1T00@jpo.go.jp

目　次

Get Adobe Reader PDFファイルを初めてお使いになる方は、Adobe Readerダウンロードページへ

まえがき(PDF　19KB)
改訂第7版の発行にあたり(平成12年4月6日)
改訂第6版の発行にあたり(平成9年3月3日)
改訂版の発行にあたり(平成7年6月19日)
改訂版の発行にあたり(平成4年3月)
改訂版の発行にあたり(昭和56年3月31日)
改訂版の発行にあたり(昭和52年8月10日)

序文(PDF　9KB)

第1　第3条第1項(商標登録の要件)(PDF　9KB)
一 第3条第1項全体(PDF　9KB)
二 弟3条第1項柱書き(PDF　360KB)
三 第3条第1項第1号(商品又は役務の普通名称)(PDF　8KB)
四 第3条第1項第2号(慣用商標)(PDF　8KB)
五 第3条第1項第3号(商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示)(PDF　14KB)
六 第3条第1項第4号(ありふれた氏又は名称)(PDF　9KB)
七 第3条第1項第5号(極めて簡単で、かつ、ありふれた標章)(PDF　20KB)
八 第3条第1項第6号(前号までのほか、識別力のないもの)(PDF　6KB)
第2　第3条第2項(使用による識別性)(PDF　40KB)
第3　第4条第1項及び第3項(不登録事由)(PDF　8KB)
一 第4条第1項第1号(国旗、菊花紋章等)(PDF　8KB)
二 第4条第1項第2号、第3号及び第5号(国の紋章、記章等)(PDF　285KB)
三 第4条第1項第4号(赤十字等の標章又は名称)(PDF　40KB)
四 第4条第1項第6号(国、地方公共団体等の著名な標章)(PDF　7KB)
五 第4条第1項第7号(公序良俗違反)(PDF　7KB)
六 第4条第1項第8号(他人の氏名又は名称等)(PDF　7KB)
七 第4条第1項第9号(博覧会の賞)(PDF　7KB)
八 第4条第1項第10号(他人の周知商標)(PDF　9KB)
九 第4条第1項第11号(先願に係る他人の登録商標)(PDF　23KB)
十 第4条第1項第12号(他人の登録防護標章)(PDF　7KB)

十一 第4条第1項第13号(商標権消滅後1年を経過していない他人の商標)(PDF 7KB)
十二 第4条第1項第14号(種苗法で登録された品種の名称)(PDF 7KB)
十三 第4条第1項第15号(商品又は役務の出所の混同)(PDF 15KB)
十四 第4条第1項第16号(商品の品質又は役務の質の誤認)(PDF 10KB)
十五 第4条第1項第17号(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)(PDF 7KB)
十六 第4条第1項第18号(商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状)(PDF 7KB)
十七 第4条第1項第19号(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標)(PDF 9KB)
十八 第4条第3項(第4条第1項各号の判断時期)(PDF 8KB)
第4 第5条(商標登録出願)(PDF 22KB)
第5 第6条(一商標一出願)(PDF 10KB)
第6 第7条(団体商標)(PDF 8KB)
第7 第8条(先願)(PDF 13KB)
第8 第10条(出願の分割)(PDF 7KB)
第9 第15条の3(先願未登録商標)(PDF 7KB)
第10 第16条(商標登録の査定)(PDF 9KB)
第11 第16条の2及び第17条の2(補正の却下)(PDF 10KB)
第12 第64条(防護標章登録の要件)(PDF 10KB)
第13 第65条の2、3及び4(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)(PDF 10KB)
第14 第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28(国際商標登録出願に係る特例)(PDF 14KB)
第15 附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条(書換)(PDF 12KB)
第16 その他(PDF 8KB)

[更新日 2004.9.22]

▲ページの先頭へ

特実・意匠・商標審査に関する統計　　別添5

特実

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
審査官数	1,083	1,088	1,096	1,105	1,126
前年度からの繰越件数	340,888	374,698	444,637	487,014	519,493
当年度新規受理件数	234,051	262,878	241,830	252,928	229,151
当年度処理件数	200,241	192,939	199,453	220,449	230,179
翌年度への繰越件数	374,698	444,637	487,014	519,493	518,465

意匠

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
審査官数	51	51	51	51	51
前年度からの繰越件数	55,081	42,115	31,372	27,700	24,411
当年度新規受理件数	38,272	39,138	38,437	37,673	40,199
当年度処理件数	51,238	44,342	39,582	40,194	39,434
翌年度への繰越件数	42,115	31,372	27,700	24,411	26,117

商標

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
審査官数	140	142	146	148	148
前年度からの繰越件数	129,892	114,779	120,752	93,871	68,924
当年度新規受理件数	131,360	139,639	119,547	121,254	128,687
当年度処理件数	146,473	133,666	146,428	146,201	131,627
翌年度への繰越件数	114,779	120,752	93,871	68,924	65,984

※「新規受理件数」は、特許については審査請求件数、意匠・商標については出願件数。
※「処理件数」は、一次審査結果の通知がなされた件数。